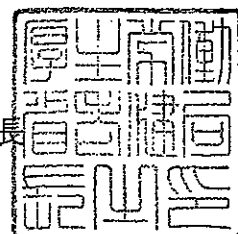




平成20年5月30日
老発第0530003号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核都市市長

厚生労働省老健局長



軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号（以下「基準」という。））が平成20年5月9日に公布され、平成20年6月1日より施行されることである。

軽費老人ホームに係る利用料等に関しては、これまで「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知）により取り扱ってきたところであるが、平成16年度より国庫補助が一般財源化されたこと、また基準において都道府県知事が利用料を定めることとしたところである。こうしたことを踏まえ、今後とも事業の実施が円滑に行えるよう、今般、別紙のとおり指針をお示しすることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として通知するものである。

また、本通知の施行に伴い、「軽費老人ホームの設備及び運営（本人からの事務費徴収額、特別運営費）について」（昭和57年5月15日社老第51号社会局老人福祉課長通知）は廃止する。

別紙

軽費老人ホーム利用料等取扱基準

第1 軽費老人ホームの利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

(別表Ⅰ-1)

(2) サービスの提供に要する費用(月額)は別表Ⅰ-1のサービスの提供に要する基本額(月額)に各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用(月額)から、別表Ⅱ-1の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用(月額)に合算すること。

ア 寒冷地加算

寒冷地加算は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定により寒冷地手当を支給される地域に所在する施設を対象とし、寒冷地加算として次に掲げる額(月額)とする。

○新寒冷地に所在する施設

区 分	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地
ケアハウス	790円	690円	660円	520円

(注)「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136条)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域とする。

イ ボイラー技士雇上費

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を1年間継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500円を定員で除して得た額（月額）とする。

ウ 事務用冬期採暖費

事務用冬期採暖費は、北海道に所在する施設を対象とし、毎月180円とする。

エ 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

$$1,016,000 \text{ 円の範囲内の額} / \text{定員} \times 12$$

オ 単身赴任手当加算

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成2年6月18日社施87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

カ 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱について」（昭和62年7月16日社施90号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

$$750,000 \text{ 円の範囲内の額} / \text{定員} \times 12$$

キ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じ

て民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬期採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

ク 降灰除去費

降灰除去費は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設を対象とし、次により算出した額とする。

$$139,970 \text{ 円} / \text{定員} \times 12$$

ケ 除雪費

除雪費は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和31年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外を対象とし、次に掲げる額とする。

毎年2月1日現在における利用者1人当たり

5,690 円（加算は2月のみ）

3 生活費（月額）

（1）生活費（月額）の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

地 域	1 人当たり の 額	地区別冬期加算額（11月から3月まで）					
		I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
甲 地	円 44,810	円 8,810	円 6,630	円 5,180	円 4,040	円 2,590	円 2,070
乙 地	円 42,490	円 7,880	円 5,800	円 4,660	円 3,830	円 2,180	円 1,880

(注1)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」により「1級地-1及び1級地-2」又は「2級地-1及び2級地-2」に指定された市町村を乙地とは、「3級地-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)「地区別冬期加算」の欄における地区別は上記保護基準の別表1の区分による。

4 居住に要する費用(月額)

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費(土地取得費を除く。)から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額(以下「居住費基礎額」という。)を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数(20年を標準とする。)の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数(20年を標準とする。)の利息を加えた額を当該月数で除して得た数を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲

内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（２０年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（２０年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

（２）居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

５ 特別運営関係

（１）特別運営費は民間給与等改善費が適用されている施設を対象とし、施設の定員規模に応じ次の額（本人からの徴収額（年額）を限度額とする。）とする。

定 員 規 模	年 額
	円
人	
１０ ～ １９	４０,０００
２０ ～ ２９	５０,０００
３０ ～ ３９	７０,０００
４０ ～ ４９	９０,０００
５０ ～ ６０	１１０,０００
６１ ～ ７０	１３０,０００
７１ ～ ８０	１５０,０００
８１ ～ ９０	１７０,０００
９１ ～ １００	１９０,０００

101 ~ 120	220,000
121 ~ 140	260,000
141 ~ 160	300,000
161 ~ 180	340,000
181 ~ 200	380,000
201 ~	420,000

(2) 対象経費

- ア 施設経営者等が実施する利用者及びその家族に対する説明会等の開催に要する経費
- イ 利用料改訂に伴う利用者との契約更新時の説得等に要する経費
- ウ 利用者からの要請等により行う環境整備等に要する経費
- エ 契約更新に係るトラブル等の対策費（弁護士の雇上費、利用料未納分への充当等）
- オ その他施設会計において支出できるあらゆる経費

(3) 経理の方法等

- ア 特別運営費は、サービスの提供に要する費用の実徴収額から充当するものとする。
- イ 別表Ⅱ－１の本人からの徴収額には、特別運営費に相当する額は含まれないものとする。
- ウ 特別運営費は、減免した経費とみなし補助対象経理として取り扱うこと。
- エ 特別運営費は、施設会計から本部会計へ繰入れて支出することとし、施設会計においては、「利用者負担金収入」に「特別収入」の小区分を設け、「本部会計繰入金支出」に「特別運営費」の小区分を設け経理することとし、また、本部会計においては、「施設会計繰入金収入」に「特別収入」の小区分を設け、各々の支出に対応する勘定科目に「特別運営費」の小区分を設け経理する等その収支を明確にすること。

第2 軽費老人ホームA型の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームA型における入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

- (1) サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

（別表Ⅰ－2）

- (2) サービスの提供に要する費用（月額）は別表Ⅰ－2のサービスの提供に要する基本額（月額）に各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用（月額）から、別表Ⅱ－2－①又は、Ⅱ－2－②の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

- (3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用（月額）に合算すること。

ア 寒冷地加算

寒冷地加算は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定により寒冷地手当を支給される地域に所在する施設を対象とし、寒冷地加算として次に掲げる額（月額）とする。

○新寒冷地に所在する施設

区 分	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地
軽 費 A	1,340 円	1,170 円	1,110 円	880 円

（注）「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136条）により改正）第1条第1号及び第2号に定める地域とする。

イ ボイラー技士雇上費

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を1年間

継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500円を定員で除して得た額（月額）とする。

ウ 事務用冬期採暖費

事務用冬期採暖費は、北海道に所在する施設を対象とし、毎月180円とする。

エ 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

1,016,000円の範囲内の額／定員×12

オ 単身赴任手当加算

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成2年6月18日社施87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

カ 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱について」（昭和62年7月16日社施90号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

750,000円の範囲内の額／定員×12

キ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬期採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同

通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

ク 降灰除去費

降灰除去費は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設を対象とし、次により算出した額とする。

$$139,970\text{円} / \text{定員} \times 12$$

ケ 除雪費

除雪費は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和31年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外を対象とし、次に掲げる額とする。

毎年2月1日現在における利用者1人当り

5,690円（加算は2月のみ）

3 生活費

（1）生活費の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案し、適正な水準とするよう努めること。

地 域	1人当たり の 額	地 区 別 冬 期 加 算 額（11月から3月まで）					
		I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
甲 地	円 52,780	円 8,810	円 6,630	円 5,180	円 4,040	円 2,590	円 2,070
乙 地	円 50,210	円 7,880	円 5,800	円 4,660	円 3,830	円 2,180	円 1,880

（注1）「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により「1級地－1及び1級地－2」又は「2級地－1及び2級地－2」に指定された市町村を乙地とは、「3

級地－１及び３級地－２」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

（注２）「地区別冬期加算」の欄における地区別は上記保護基準の別表１の区分による。

４ その他

（１）退去時の取り扱いについて

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成１０年３月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

（２）特別運営関係

ア 特別運営費は民間給与等改善費が適用されている施設を対象とし、施設の定員規模に応じ次の額（本人からの徴収額（年額）を限度額とする。）とする。

定 員 規 模	年 額
人	円
１０ ～ １９	４０,０００
２０ ～ ２９	５０,０００
３０ ～ ３９	７０,０００
４０ ～ ４９	９０,０００
５０ ～ ６０	１１０,０００
６１ ～ ７０	１３０,０００
７１ ～ ８０	１５０,０００
８１ ～ ９０	１７０,０００
９１ ～ １００	１９０,０００
１０１ ～ １２０	２２０,０００
１２１ ～ １４０	２６０,０００
１４１ ～ １６０	３００,０００
１６１ ～ １８０	３４０,０００
１８１ ～ ２００	３８０,０００
２０１ ～	４２０,０００

イ 対象経費

（ア）施設経営者等が実施する利用者及びその家族に対する説明会等の開催に要する経費

（イ）利用料改訂に伴う利用者との契約更新時の説得等に要する経費

- (ウ) 利用者からの要請等により行う環境整備等に要する経費
 - (エ) 契約更新に係るトラブル等の対策費（弁護士の雇上費、利用料未納分への充当等）
 - (オ) その他施設会計において支出できるあらゆる経費
- ウ 経理の方法等
- (ア) 特別運営費は、サービスの提供に要する費用の実徴収額から充当するものとする。
 - (イ) 別表Ⅱ－２－①又は、Ⅱ－２－②の本人からの徴収額には、特別運営費に相当する額は含まれないものとする。
 - (ウ) 特別運営費は、減免した経費とみなし補助対象経理として取り扱うこと。
 - (エ) 特別運営費は、施設会計から本部会計へ繰入れて支出することとし、施設会計においては、「利用者負担金収入」に「特別収入」の小区分を設け、「本部会計繰入金支出」に「特別運営費」の小区分を設け経理することとし、また、本部会計においては、「施設会計繰入金収入」に「特別収入」の小区分を設け、各々の支出に対応する勘定科目に「特別運営費」の小区分を設け経理する等その収支を明確にすること。

第3 軽費老人ホームB型の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームB型における入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用（月額）の設定

サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては、下記の金額を参考として、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

27,100円

3 居住に要する費用（月額）

居住に要する費用（月額）の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めること。

（参考）

○平成9年度以前に整備された施設

定員1人当たりの国庫補助基準面積×

（建築年度の建築基準単価＋暖房基準単価）×1／4×乗率

○平成10年度以降に整備された施設

実際の建築に要した費用／定員×乗率

<乗率>

耐火構造 0.00908

準耐火構造平屋建 0.01172

準耐火構造2階建 0.01038

4 その他

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

別表 I - 1

サービスの提供に要する基本額(月額)

軽費老人ホーム

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額(月額)について、以下のとおりとなるので留意されたい。

	サービスの提供に要する基本額(月額)	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

①単独設置

ケアハウス単独設置(介護職員あり)

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	143,100	140,500	139,600	137,800	136,900	136,000	135,100	134,200	132,400	131,600	128,900
21-30	95,900	94,100	93,500	92,300	91,700	91,100	90,500	89,900	88,700	88,100	86,400
31-40	84,200	82,600	82,100	81,000	80,500	79,900	79,400	78,900	77,800	77,200	75,600
41-50	75,200	73,700	73,200	72,300	71,800	71,300	70,800	70,300	69,300	68,800	67,300
51-60	63,600	62,400	62,000	61,100	60,700	60,300	59,900	59,400	58,600	58,200	56,900
61-70	60,300	59,100	58,700	57,800	57,400	57,000	56,600	56,200	55,400	55,000	53,800
71-80	52,900	51,900	51,500	50,800	50,400	50,100	49,700	49,400	48,700	48,300	47,200
81-90	52,400	51,400	51,000	50,300	49,900	49,600	49,200	48,800	48,100	47,800	46,700
91-100	47,300	46,300	46,000	45,400	45,000	44,700	44,400	44,100	43,400	43,100	42,100
101-110	45,700	44,700	44,400	43,700	43,400	43,100	42,800	42,400	41,800	41,500	40,500
111-120	42,000	41,100	40,800	40,200	39,900	39,600	39,300	39,000	38,400	38,100	37,300
121-130	42,700	41,800	41,500	40,900	40,600	40,300	40,000	39,600	39,000	38,700	37,800
131-140	39,700	38,900	38,600	38,000	37,700	37,400	37,200	36,900	36,300	36,000	35,200
141-150	38,100	37,300	37,100	36,500	36,300	36,000	35,700	35,500	35,000	34,700	33,900

(注)地域区分は、次によること。

- 1 16/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が16/100とされている地域とする。
- 2 13/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。

- 3 12/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- 4 10/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。
- 5 9/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。
- 6 8/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。
- 7 7/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。
- 8 6/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡市、川西市とする。
- 9 4/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- 10 3/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。